

ガバナンス



コーポレート・ガバナンスの詳細は[日立化成ウェブサイト](#)▶[日立化成について](#)▶[企業情報](#)▶[コーポレート・ガバナンス](#)よりご覧いただけます。

日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン

「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に基づき、2015年度に「日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しました。



コーポレートガバナンス・ガイドライン、コーポレート・ガバナンスに関する報告書は[日立化成ウェブサイト](#)▶[日立化成について](#)▶[企業情報](#)▶[コーポレート・ガバナンス](#)よりPDFをダウンロードしてご覧いただけます。

内部監査

監査室は2016年度に内部監査を、国内外の41拠点を対象に行いました。

取締役会の構成 (2017年6月末現在)

非執行取締役比率
82% (11名中9名)
※会長は執行役を兼務していない

社外取締役比率
45% (11名中5名)

指名・監査・報酬委員会における社外取締役の割合

指名委員会:60% (5名中3名)
監査委員会:83% (6名中5名)
報酬委員会:60% (5名中3名)

ガバナンスの強化

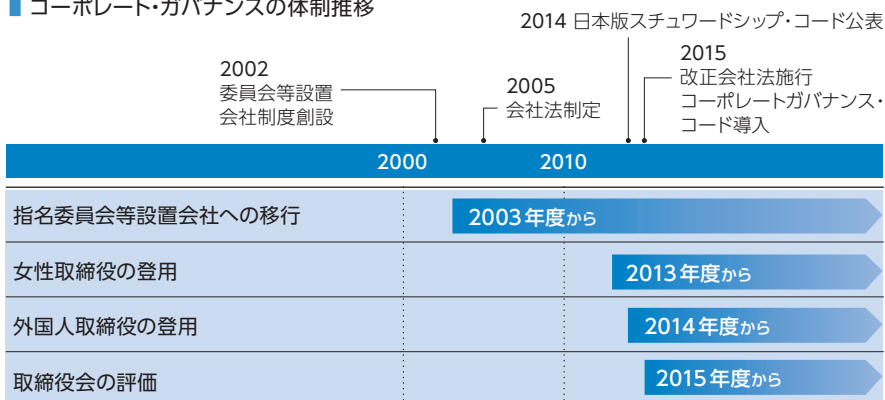
コーポレート・ガバナンスの体制強化に向けて

日立化成は、機動力、客観性および透明性の高い経営を実践するため、業務執行機能と監督機能とを分離した「指名委員会等設置会社」の機関形態を採用しています。その特長を最大限に生かし、迅速・果断な意思決定が可能な業務執行体制を構築するとともに、取締役会の下に過半数の社外取締役により構成される指名・報酬・監査の3委員会を設置し、経営に対する適切な監督機能を発揮しています。

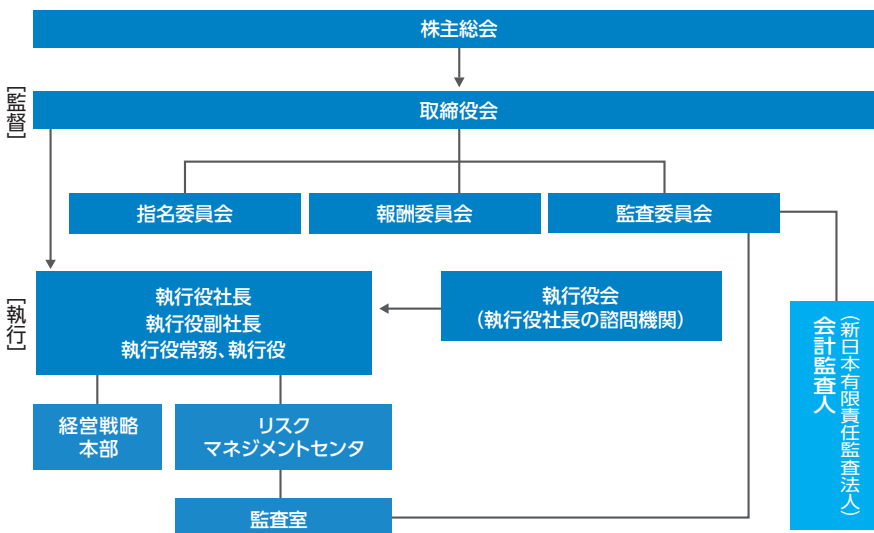
また、取締役の多様性を確保し、各々の豊富な経験・知識を生かした意見を経営に反映しています。加えて、取締役会の実効性評価の仕組みを導入するなど、運用面も強化しています。さらに持続的な成長と企業価値の向上のため、「日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定めているほか、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を作成し、東京証券取引所へ提出しています。

グループ会社への監督機能の充実を図ることを目的として、必要に応じてグループ会社へ取締役や監査役を派遣しているほか、事業所、グループ会社で内部監査を定期的実施しています。

■ コーポレート・ガバナンスの体制推移



■ ガバナンス体制図 (2017年6月末現在)



重要な会議の開催状況

日立化成は、2016年度に取締役会を17回開催し、経営方針などの経営の基本にかかわる重要な事項、執行役社長および執行役の選任などについて決議を行いました。また、定期的に業績報告を受け、建設的な議論を行うとともに、内部統制やリスク管理に係る適切な体制の整備を推進し、その運用の有効性について監督しました。

また、執行役会を23回開催し、当社または当社グループに影響を及ぼす重要事項につき、執行役社長が正確かつ迅速な判断を下すために、執行役全員の知見を集約して議論を行いました。その他の重要な会議については、指名委員会は2回、監査委員会は13回、報酬委員会は4回、J-SOX委員会は4回、コンプライアンスマネジメント委員会は4回開催しました。

■ 2016年度に取締役会で議論された議案の一部

- ・2018中期経営計画
- ・M&A (FET社、PCT社など)

取締役会の実効性評価

日立化成は「日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、取締役会の経営監督機能および意思決定機能の実効性を確保するため、毎年取締役会の実効性評価を行っています。2016年6月開催の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会について実効性評価を実施し、その分析および評価結果を日立化成ウェブサイトで開示しています。2017年度も、実効性向上に向けた取り組みを進めていきます。

監査委員会の監査の実効性確保

監査委員会は、独立社外取締役5名を含む取締役6名で構成されており、そのスタッフとして部長相当職以下4名を置いています。毎月1回、定期監査委員会を開催し、監査方針、監査実施計画などを決定、執行役との面談、重要な社内会議への出席、主要事業所やグループ会社への往査などの監査活動を実施しました。また、外部会計監査人および内部監査部門との会議や面談を頻繁に行い連携を確保することで、監査の実効性を確保しています。

役員の選任と社外取締役の独立性

取締役の選任については、指名委員会が基準に基づき候補者ならびに対象者を指名し、株主総会で決議します。執行役の選任については、基準に基づき取締役会で決定します。

独立社外取締役は、自らの豊富な経験と見識に基づき、日立化成から独立した立場で、経営の適法性、妥当性および効率性を確保し、企業価値の向上を図るとの観点から、取締役会などで適宜質問、意見、助言などを行います。指名委員会は独立性判断基準に基づき、社外取締役の独立性について判断しています。

■ 2016年度の 取締役会出席率一覧

氏名	出席率
田 中 一 行	100% (17回/17回)
大 戸 武 元	100% (17回/17回)
ジョージ・オルコット	100% (17回/17回)
リチャード・ダイク	100% (14回/14回)
松 田 千 恵 子	100% (17回/17回)
小豆畑 茂	100% (17回/17回)
野 村 好 弘	100% (17回/17回)
丸 山 寿	100% (14回/14回)
猿 丸 雅 之	—
大 森 紳 一 郎	—
北 松 義 仁	—



取締役会の実効性評価は日立化成ウェブサイト▶日立化成について▶企業情報▶コーポレート・ガバナンスよりPDFをダウンロードしてご覧いただけます。



取締役の選任理由は、P.47-48をご参照ください。



独立性判断基準は日立化成ウェブサイト▶日立化成について▶企業情報▶コーポレート・ガバナンス▶日立化成コーポレートガバナンス・ガイドラインよりご覧いただけます。



取締役および執行役の報酬等の額の決定に関する方針は[日立化成ウェブサイト](#)▶[日立化成について](#)▶[株主・投資家向け情報](#)▶[株式情報](#)▶[株主総会](#)▶[第68回株主総会招集ご通知](#)よりご覧いただけます。

役員の報酬

役員の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値の向上をめざした経営を動機付けるとともに、多様で優秀な人財を確保できるものとするとの基本方針に基づき報酬委員会で決定しています。報酬委員会では毎年、[取締役および執行役の報酬等の額の決定に関する方針](#)について議論し、決定しています。

■ 役員報酬 (2016年度)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		月額基本報酬	業績連動報酬 期末手当	
取締役 (社外取締役を除く)	114	101	13	6
執行役	532	346	186	13
社外取締役	81	72	9	7

親会社との関係と株主の平等性確保

日立化成は、日立グループの一員として、経営情報の交換、研究開発、製品の供給などの事業活動において、(株)日立製作所や日立グループ各社との協力関係を維持・発展させ、日立グループのブランド力などの経営資源を有効活用して、企業価値を高めています。一方、事業運営や取引の独立性を保つために、親会社およびそのグループ会社などとの兼務取締役が半数に満たないように配慮しているほか、少数株主などへ配慮することを方針とするなど、株主の権利や平等性が確保されるよう、対応と環境整備を行っています。



コンプライアンスの徹底の詳細は[日立化成ウェブサイト](#)▶[日立化成について](#)▶[CSR情報](#)▶[ガバナンス報告とCSRの考え方](#)▶[コンプライアンス](#)よりご覧いただけます。

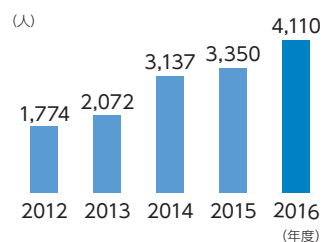
コンプライアンスの徹底

日立化成は、法令遵守だけでなく、業界自主基準の遵守や従業員が日常的に企業倫理・社会規範を守り高める行動を心掛けることも含めて「コンプライアンス」と定義し、CSR活動の中核に位置付けています。行動の目安である行動規範を分かりやすく解説した「日立化成グループ行動規範ハンドブック」をグループすべての従業員に配布し、定期的に読み返し、遵守するよう求めています。また、毎年10月を企業倫理月間と定め、トップメッセージを発信するとともに、さまざまな啓発活動を展開しています。

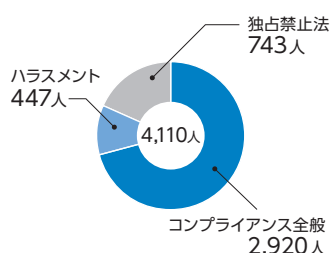
コンプライアンスの強化に向けて、研修・監査も実施しています。2016年度は、コンプライアンス担当部門が主催する研修を100回開催し、4,110人の従業員が参加しました。また、監査は、日本2社、海外8社で実施し、コンプライアンス管理体制の改善指導や教育も行いました。監査は、2017年度も日本、海外の15拠点で実施する計画です。

また、日・英・中3カ国語で対応可能な通報制度「グローバルホットライン」を整備し、社内と社外（弁護士事務所）に窓口を設置しています。2016年度は、海外からを含む10件の相談・通報を受けましたが、重大な法令違反に通じる案件はありませんでした。

■ コンプライアンス研修参加者数



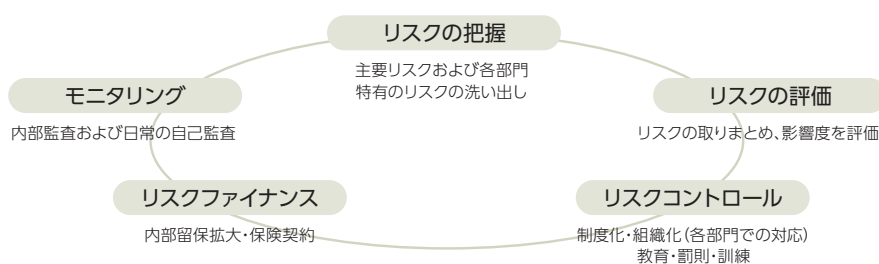
■ 2016年度コンプライアンス研修参加者数内訳



リスクマネジメントの強化

日立化成は、役員・従業員に対しさまざまなリスクに目を配り、その未然防止を心掛けて行動するよう求めています。特に経営に重要な影響を与える可能性があるリスクについては、リスク評価を通じて、種類、対応部門、損害規模、発生頻度を想定し、財務に与えるインパクトをリスクアセスメント表で可視化して対応策を定めています。これらを、執行役員および取締役会に報告するとともに、「事業等のリスク」として有価証券報告書にも記載しています。独立した社長直属の組織としてリスクマネジメントセンタを設置し、コンプライアンス・事業継続・輸出管理・内部監査の視点から、ガバナンス体制のいっそうの向上に取り組んでいます。

■ リスクマネジメントプロセス



■ 想定する主なリスクとその対応策

分類	主なリスク	対応策
安全衛生 事業継続	地震・津波の被害 疫病感染、パンデミック	・事業所別初動マニュアル類の整備、BCP策定、訓練実施 ・インフル対応BCP策定、代替生産対応、海外グループの整備支援
安定的収益	景気後退、需要減、競争激化 製品不良見逃し、外部流出	・中長期戦略策定、各事業部による機動的な事業運営 ・品質マネジメントシステムへの展開、製造プロセスの徹底
社会的責任	不公正取引(談合・贈賄) 顧客・取引先情報の漏洩	・監査、教育、各種コンプライアンスプログラムの推進 ・規則整備や自己監査を通じた情報管理の徹底、eラーニングによる啓発 ・情報セキュリティの評価と向上策の実施

事業継続マネジメント

お客さまと社会の信頼にお応えするため、定期的なBCP模擬訓練などを通じて事業継続マネジメントのレベルアップを図っています。2016年度は、当社の名張事業所において南海トラフ地震の発生を想定した訓練を実施しました。2017年度は大規模地震と新型インフルエンザの世界的な流行を想定した訓練を計3回計画しており、100名程度の参加を予定しています。

コンデンサ事業に関する米国司法省との合意について

当社は、グループ会社が経営するコンデンサ事業について、米国独占禁止法違反に関する司法省の調査に2014年以来協力してまいりました。これに関し、2016年4月、当社と米国司法省との間で罰金380万ドル(約3.98億円)の支払い等を内容とする司法取引に合意いたしました。お客さま、株主をはじめ関係者の皆さまに、ご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。再発防止策として、当社経営トップの指揮の下、法務・コンプライアンス担当部門が主導し、グループ全体のコンプライアンス体制の再構築と教育の徹底に努めてまいります。



リスクマネジメントの強化の詳細は日立化成ウェブサイト▶日立化成について▶CSR情報▶ガバナンス報告とCSRの考え方▶リスクマネジメントよりご覧ください。

BCP

Business Continuity Planning
(事業継続計画)のことです。

■ BCP幹部模擬訓練参加者数

